

「行政不服審査会等における調査審議等に係る事務処理マニュアル」（平成28年4月総務省行政管理局行政手続室）（以下「総務省マニュアル」という。）の補足（案）

1 総務省マニュアル2ページ下から5行目以下について

諮問書の添付書類として審査庁から提出を求める書類は、高知県行政不服審査会運営要領第6条第2項に規定するとおり、

- ① 諮問説明書（裁決についての審査庁の考え方及びその理由を記載した書面（裁決書案に相当するもの））
- ② 争点整理表（当該事件の争点について、審理関係人の主張の要旨を整理し、審理員及び審査庁の考え方を記載した書面）
- ③ 代理人等の選任又は参加人の参加を示す書面
- ④ 処分の決定通知書
- ⑤ 処分に係る申請書
- ⑥ 処分に係る審査基準又は処理基準
- ⑦ 処分に係る標準処理期間（不作為の場合）
- ⑧ その他審査会が必要と認める書類とする。

2 総務省マニュアル5ページ下から11行目以下について

諮問事件を委員の一部で構成される合議体（以下「部会」という。）で調査審議することとしている行政不服審査会（以下「審査会」という。）もあるが、高知県においては、部会制度を採用していないので、部会に関する記述は削除する。

3 総務省マニュアル8ページ8行目から10行目までの枠について

「争点整理表」により整理する。

4 総務省マニュアル9ページ21行目以下について

「審議会等の会議の公開に関する指針」（平成11年3月1日知事決定）により、会議を非公開とした場合であっても、高知県情報公開条例に規定する非開示情報を除いた会議要旨は、県ホームページに掲載することとされていることから、議事の要旨を別途「開催記録」として県ホームページで公開する。